

# 宴会場利用地域交流応援割引事業のご案内（一部変更）

飯田市民（市内在住者に限定）の皆さんが、地域の絆の回復をはかる機会とするために、しっかりとコロナ対策がとられた地域の会場を使用し、会議後にテイクアウト弁当等を購入した場合、**または飲食利用を行った場合**の費用の一部を補助します。

## 事業の内容

市内の営利を目的としない地域団体（詳細は下記記載）が、市内の宿泊・飲食事業者の会議ができる場所を10名以上で利用して会議を開催し、あわせて、終了後にテイクアウト弁当等を、その宿泊・飲食事業者から購入した場合、**または対象施設で飲食利用を行った場合**の費用の半額（参加者1名につき上限1,500円）を補助します。※予算の上限に達した場合は、その時点で終了します。

## 利用対象（申請可能な利用団体）

### ■市内の営利を目的としない地域団体（飯田市民限定・市内居住者）

まちづくり委員会、自治会、町内会、保育園・小中学校PTA、商工団体、公民館、市民サークルなど

### ■補助申請は、1団体1回に限ります。

## 利用できる施設等

★事前登録された施設となります。

### ■市内にある宿泊・飲食事業者の宴会受入施設で、

10名以上の利用で密にならない個室（33m<sup>2</sup>以上 [20畳以上]）がある施設。

### ■長野県が実施する「新型コロナ対策推進宣言の店」であること。

### ■施設での飲食利用は、長野県「信州の安心なお店」認証店に登録されている店であること。また、「信州版新たな会食のすゝめ」に従った感染防止対策を徹底していること。

## 対象期間

令和3年7月1日（木）～令和4年1月31日（月）まで（予定）

※新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合には、事業延期または中止することがあります。

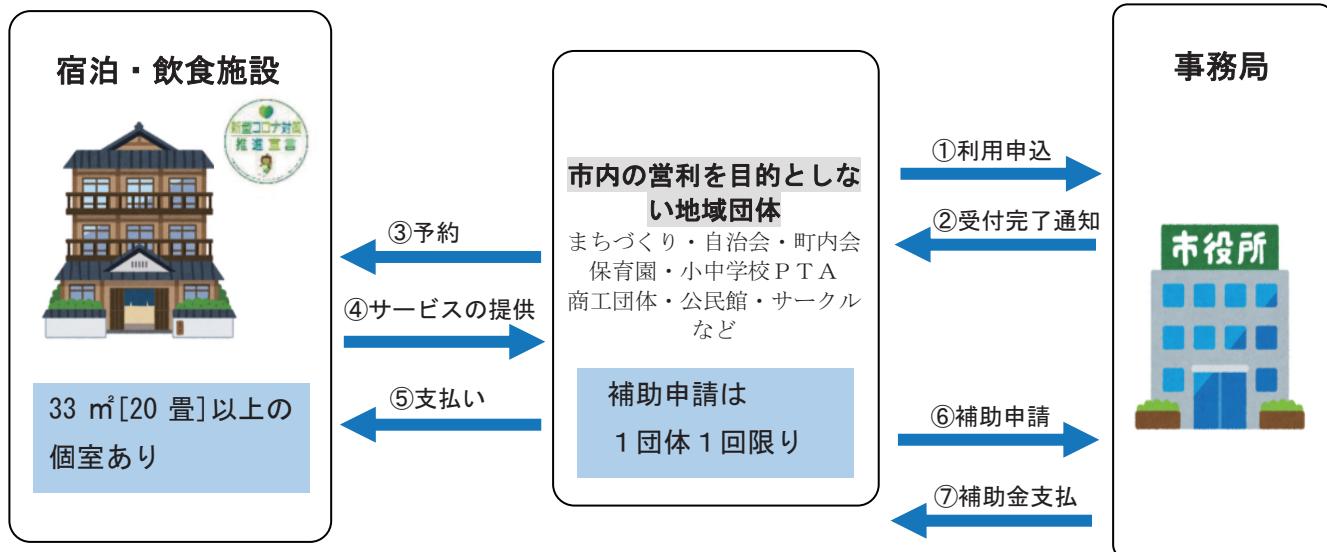
※施設での飲食利用は、南信州地域の新型コロナウイルス感染症警戒レベル1または2の場合のみが対象。

## 支援（補助）内容

利用団体に対して、次のとおり支援（補助）します。

- ①宴会場を使用しテイクアウト弁当等を購入した場合、**または対象施設で飲食利用を行った場合**の費用の半額。ただし、参加者1名に付き1,500円を上限とします。
- ②支援（補助）を受ける地域団体は、事前に利用申請書の提出が必要となります。（先に利用申請が無い場合、補助対象から外れる場合があります。）
- ③予算の上限に達した場合は、その時点で終了します。（利用日にかかわらず、申請順の受付状況によって判断します。）

## 宴会場利用割引（テイクアウトまたは飲食利用の半額補助）1名上限1,500円の流れ



### 宴会場利用地域交流応援割引の利用について

- 申込：下記の提出先に、利用申請書を提出してください。受付後完了通知を送ります。
- 施設予約：完了通知受取後、利用する施設へ予約等を直接してください。
- 利用：事業終了後、利用代金全額を支払い、人数の確認できる請求明細と領収書を受取ください。  
宴会場利用地域交流応援割引事業の補助金は「飯田市」から、利用した団体に振り込みます。
- 提出方法：事業終了後「下記 提出先」へ郵送又は、直接提出してください。
- 精算期間：最終：令和4年1月31日（月）締め切り 事務局へ2月15日（火）必着分まで
- 提出先：〒395-0044 飯田市本町1-2 まちなかインフォメーションセンター内  
飯田市役所 観光課  
飯田市「宴会場利用地域交流応援割引事業」担当宛  
TEL：0265-22-4567 FAX：0265-22-4852
- 申請書類：
  - ①実績報告書及び請求書
  - ②利用明細及び領収書コピー添付
  - ③振込先口座のコピー添付

### お問い合わせ先

〒395-0044

飯田市本町1-2 まちなかインフォメーションセンター内

飯田市役所 観光課

「宴会場利用地域交流応援割引事業」担当宛

TEL：0265-22-4852 FAX:0265-22-4567

メールアドレス：[ecotur@city.iida.nagano.jp](mailto:ecotur@city.iida.nagano.jp)